

ご入職の皆様へ

労務課給与係からのお願い

## 社会保険手続き（健康保険加入）に、ご自身や扶養予定者の マイナンバーが必要です

令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証による受診を基本とする制度に移行するにあたり、公立学校共済へのマイナンバー報告書の提出が必要です。

マイナンバー報告書は必ずご本人に準備していただく必要があり、**提出がない場合、健康保険加入手続きを進めることができません。**  
遅延なく手続きを進められるように、ご入職までにマイナンバーカードもしくはマイナンバー記載の住民票（以下、マイナンバー関係書類）をご準備いただきますよう、お願いいたします。

【入職日当日にご用意いただきたいもの】

- マイナンバー関係書類のコピー
- 提出用封筒（長3封筒推奨）

※マイナンバー報告書は入職後、職場にて配布されます。報告書にマイナンバー関係書類を添付いただき、ご提出ください。

※マイナンバー記載の住民票を添付する場合、人事関係書類・給与関係書類で必要書類としている住民票とは別にご用意ください。

労務課給与係